

佐賀県規則第12号

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県道路占用料条例施行規則（昭和28年佐賀県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後														
<p>第1条 佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき占用料を徴収しない占用物件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第11号に規定する応急仮設住宅</p> <p>(15)・(16) 略</p> <p>2 条例第3条の規定に基づき、条例第2条に規定する額の範囲内で別に占用料の額を定める占用物件及び当該占用物件の占用料は、次表のとおりとする。</p>	<p>第1条 佐賀県道路占用料条例（昭和28年佐賀県条例第25号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき占用料を徴収しない占用物件は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。<u>以下「令」という。</u>）第7条第11号に規定する応急仮設住宅</p> <p>(15)・(16) 略</p> <p><u>(17) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設</u></p> <p>2 条例第3条の規定に基づき、条例第2条に規定する額の範囲内で別に占用料の額を定める占用物件及び当該占用物件の占用料は、次表のとおりとする。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 911 779 959">占用物件</th> <th data-bbox="779 911 1111 959">占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 959 779 1007">略</td> <td data-bbox="779 959 1111 1007">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 1007 779 1398">工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局</td> <td data-bbox="779 1007 1111 1398">略</td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	占用料	略	略	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 911 1702 959">占用物件</th> <th data-bbox="1702 911 2036 959">占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 959 1702 1007">略</td> <td data-bbox="1702 959 2036 1007">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1007 1702 1126">工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局</td> <td data-bbox="1702 1007 2036 1126">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1126 1702 1398"><u>令第16条の2に規定する歩行者利便増進施設等（占用主体が、道路維持管理のための清掃その他の措置であって、当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものの実施を提案し、かつ、行う場合において、当該占用主体により設置されるものに限る。）</u></td> <td data-bbox="1702 1126 2036 1398"><u>条例第2条に規定する額の1割に相当する額</u></td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	占用料	略	略	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	略	<u>令第16条の2に規定する歩行者利便増進施設等（占用主体が、道路維持管理のための清掃その他の措置であって、当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものの実施を提案し、かつ、行う場合において、当該占用主体により設置されるものに限る。）</u>	<u>条例第2条に規定する額の1割に相当する額</u>
占用物件	占用料														
略	略														
工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	略														
占用物件	占用料														
略	略														
工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局	略														
<u>令第16条の2に規定する歩行者利便増進施設等（占用主体が、道路維持管理のための清掃その他の措置であって、当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものの実施を提案し、かつ、行う場合において、当該占用主体により設置されるものに限る。）</u>	<u>条例第2条に規定する額の1割に相当する額</u>														

	令第16条の3に規定する災害応急対策に資する工作物又は施設
3 略	3 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。